

陸上自衛隊による米軍基地における警護訓練の実施について

南関東防衛局及び陸上自衛隊から、次のとおり警護訓練の実施について情報提供がありましたので、お知らせします。

1 主 旨

自衛隊法第81条の2（裏面参照）の規定に基づく警護出動が下令された際に、在日米軍施設及び区域（以下「米軍基地」という。）において効果的な警護が実施できるよう、米軍基地を使用して、警護に係る訓練を実施し、平素からの即応態勢を整えるもの

2 位置付け

米軍基地における米軍との共同訓練を含む陸上自衛隊の訓練

3 概 要

- ・日 程 平成27年9月9日(水)から10日(木)まで
- ・場 所 キャンプ座間
- ・人員等 陸上自衛隊第4施設群 約100名が参加
- ・平成16年度からおおむね1年に1回程度実施（前は、平成26年9月22日～24日にキャンプ座間で実施）

4 実施内容

- ・警護訓練（米軍基地内の巡察・車両検索及び不測事態対処等）を実施
- ・使用する装備は、個人が装備する火器及び各種車両（小型車・トラック約15両）
- ・実弾、空包及び火工品は使用しない。

市では、今回の訓練を実施するに当たり、基地周辺の住民の方々に影響や不安を与えることがないように、南関東防衛局及び陸上自衛隊に対し、十分な配慮を求めました。

自衛隊法（抜粋）

（自衛隊の施設等の警護出動）

第八十一条の二 内閣総理大臣は、本邦内にある次に掲げる施設又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができる。

一 自衛隊の施設

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域（同協定第二十五条の合同委員会において自衛隊の部隊等が警護を行うこととされたものに限る。）

2 内閣総理大臣は、前項の規定により部隊等の出動を命ずる場合には、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、防衛大臣と国家公安委員会との間で協議をさせた上で、警護を行うべき施設又は施設及び区域並びに期間を指定しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の期間内であつても、部隊等の出動の必要がなくなつたと認める場合には、速やかに、部隊等の撤収を命じなければならない。